



# 民間事業者・団体のみなさまへ



平成28年に施行された「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**」【**障害者差別解消法**】では、企業や店舗などの事業者や行政機関等が、障がいのある方に対して、「**不当な差別的取り扱い**」を禁止し、「**合理的配慮の提供**」と「**環境の整備**」を行うこととしております。

## 「不当な差別的取り扱い」とは

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはない条件を付けることなどです。

### 【不当な差別的取扱いの具体例】

- 受付の対応を拒否する。



- 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。



- 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話かける。



# 合理的配慮の提供とは

障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときは、負担が重すぎない範囲で、できる対応をお願いします。

## 【合理的配慮の具体例】

- 車いす利用の方が店舗の出入口に着いたところで店舗に電話をかけて、来店したことを伝えるようにしてもらい、店員がドアの開閉を行った。



- 聴覚障がいの方が、受付窓口などで順番を待っている時、呼び込まれても分からないので、待合室の座席まで呼びに行くようにした。



- 視覚障がいのある方から、自筆が難しいので代筆して欲しいとの申出があったので、本人の意思を十分に確認しながら代筆した。



- 知的障がいのある方から、フロアガイド（店舗案内図）の漢字が読めないで振り仮名を振って欲しいとの申出があったので対応した。



合理的配慮は、個々の障がい特性やその時々場面・状況によっても異なります。合理的配慮に必要な工夫と解決策を、障がいのある人と一緒に話し合いながら考えていきましょう。

# 環境の整備とは

不特定多数の障がいのある方を対象に、設備や組織・人員の確保など対応や体制面について、事前に改善措置を行うものです。

## 【環境整備の具体例】

- 不特定多数の障がいのある人が利用することを想定し、あらかじめ携帯スロープを購入する。



- 合理的配慮の提供ができるよう、社員対応マニュアルを整備するとともに研修を実施する。



障がい者の差別解消に関して、詳しく知りたい方は「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」（内閣府の公式 Web サイト）をご覧ください。  
URL : <https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/> ※右のQRコードからアクセス可



# 地域づくり委員会の窓口一覧

北海道では、「北海道障がい者条例」に基づき、各振興局に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」（地域づくり委員会）を設置して、障がいのある方からの日常生活での暮らしづらさに関する相談に応じるほか、障害者差別解消法の理解促進に取り組んでおり、事業者等への出前講座も実施しております。

地域づくり委員会の窓口	電 話	地域づくり委員会の窓口	電 話
空知総合振興局社会福祉課	0126-20-0111	上川総合振興局社会福祉課	0166-46-5982
石狩振興局社会福祉課	011-204-5861	留萌振興局社会福祉課	0164-42-8317
後志総合振興局社会福祉課	0136-23-1938	宗谷総合振興局社会福祉課	0162-33-2573
胆振総合振興局社会福祉課	0143-24-0782	オホーツク総合振興局社会福祉課	0152-41-0691
日高振興局社会福祉課	0146-22-9478	十勝総合振興局社会福祉課	0155-26-9251
渡島総合振興局社会福祉課	0138-47-9537	釧路総合振興局社会福祉課	0154-43-9255
檜山振興局社会福祉課	0139-52-6651	根室振興局社会福祉課	0153-24-5459

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

電話：011-206-6473 FAX：011-232-4068

メール：hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp